

# 令和4年度「伯耆町二十歳を祝う会」

を開催します

民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、令和4年度以降の伯耆町成人式があり方について検討を行いました。

主に町内在住17歳〜20歳を対象に行ったアンケート調査結果をもとに、教育委員会で意見を伺いながら検討した結果、令和4年度以降の伯耆町成人式の対象者について、今まで通り20歳とすることとなりました。

## 対象年齢

20歳

- ・平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ
- ・伯耆町に住民票のある方
- ・伯耆町に住民票がなく、伯耆町内の小学校又は中学校を卒業された方

## 対象者

## 式典名称

伯耆町二十歳を祝う会

## 開催日

8月15日(月)

## ところ

鬼の館

### ◆20歳を対象とする理由

- ・18歳は受験や就職など進路決定の重要な時期であり、参加が難しい。
- ・飲酒や喫煙等は、引き続き20歳の年齢制限が維持される。
- ・社会経験を積み、成人としての自覚が持てる時期である。
- ・アンケート調査の結果、20歳を希望する意見が多かった。

## 問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習室 TEL 0859-62-0712

おしらせ

INFORMATION

## 国民年金保険料免除申請について

令和4年度国民年金保険料は月額16,590円です。

保険料の納付が困難な場合は、申請すると納付が免除される制度があります。

この申請をせず、納め忘れがあった場合、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的に納付が困難な方は、未納のままにせず、免除の申請をしてください。

免除の種類	保険料(月額)
全額免除	納付なし
4分の3免除(4分の1納付)	4,150円
半額免除(半額納付)	8,300円
4分の1免除(4分の3納付)	12,440円

※50歳未満の方のみ納付猶予制度があります。

### 必要なもの

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・離職票、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(本年または前年度中に失業した場合)

### 申請場所

住民課または分庁総合窓口課

### 申請できる期間

令和4年7月分から令和5年6月分までの期間(令和4年7月になってから申請可能です。) 過去期間は、いつでも受付しており、申請書が受理された月から2年1か月前までの期間

### その他

免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)に応じて審査され決定されます。

## 問い合わせ先

住民課 TEL 0859-68-3115  
米子年金事務所 TEL 0859-34-6111

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

### 第72回 「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラになりましょう。

## 問い合わせ先

住民課 TEL 0859-68-3115